議案第　３７　号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

令和　３　年　６　月　９　日提出

熊取町長　　藤　原　敏　司

提案理由

　住民の利便性向上並びに業務の改善及び効率化を図ることを目的として、行政手続における押印を廃止するため、この条例案を提出するものです。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（服務宣誓条例の一部改正）
第１条　服務宣誓条例（昭和26年条例第４号）の一部を次のように改正する。
　別記様式中「㊞」を削る。
（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）
第２条　固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第32号）の一部を次のように改正する。
　第４条第４項を削り、同条中第５項を第４項とし、第６項を第５項とする。
　第８条第５項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

服務宣誓条例（昭和26年条例第４号）新旧対照表

（押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第１条による一部改正）

改正案	現行
別記様式（第２条関係） 宣　　誓　　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを、固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実にかつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏　名　＿	別記様式（第２条関係） 宣　　誓　　書 私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを、固く誓います。 私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実にかつ公正に職務を執行することを固く誓います。 年　月　日 氏　名　印

固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第32号）新旧対照表

（押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第２条による一部改正）

改正案	現行
（審査の申出）	（審査の申出）
第４条　（略）	第４条　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
	４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。
４　（略）	５　（略）
５　（略）	６　（略）
（口頭審理）	（口頭審理）
第８条　（略）	第８条　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
（各号略）	（各号略）
６～８　（略）	６～８　（略）